

吉野川市中小企業等振興基本条例（案）

※朱書きの部分は皆さんにご意見をいただきたい部分です。

※青書きの部分はそれぞれのお立場でご意見をいただきたい部分です。

※波線部分は語尾の表現についてご確認いただきたい部分です。

※その他にも気になる部分があればご意見をお願いします。

吉野川市は、徳島県北部のほぼ中央に位置し、南部には霊峰・高越山をはじめ急峻な山々が連なり、北部には清流「四国三郎」吉野川が流れ、ホテルやツツジの大群生など四季折々の豊かな自然が息づいているまちである。古くは藍や製糸業、鉱山業、和紙などの伝統産業など多様な産業が発展してきた。このような中で、市内企業の大多数を占める中小企業・小規模企業は、地域の発展と共に育ち、地域経済と雇用を支えるとともに、その企業活動を通じて地域社会や市民生活の向上に貢献する役割を担ってきた。

しかし、少子高齢化や人口減少、グローバル経済の進展に伴う競争の激化等により中小企業・小規模企業を取り巻く環境は厳しさを増し、設備の老朽化や後継者不足など多くの問題に直面している。さらに、本市においては、全国を上回るペースで人口・出生率・生産年齢人口が減少傾向にあり、吉野川市人口ビジョンによると、2040年には現在の約半分の人口になる推計もされている。加えて、町村合併における国からの財政支援期間の終了等により、今後は今まで以上に厳しい財政運営が見込まれている。

このような状況の中、今後も吉野川市が将来にわたり、活気と魅力あるまちとして継続的に発展していくためには、中小企業・小規模企業の多様で活力ある成長が図られるよう支援していく必要がある。

そこで吉野川市は、中小企業・小規模企業の振興を市政の重要施策の一つとして位置づけ、厳しさを増している状況の中でも、地域社会が一体となって、効率的かつ効果的に中小企業・小規模企業の振興に取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）の振興に関する基本理念を定め、市の責務、中小企業等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業等の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進し、もって地域経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる中小企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 産業経済団体 商工会議所、商工会、商店街連合会、事業協同組合、企業組合、農業協同組合、漁業協同組合その他経済活動又は地域産業の振興を行う団体等で市内に事務所を有するものをいう。

(4) 大企業 中小企業等以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(5) 金融機関 市内に所在する銀行、信用金庫その他金融業を行うもの及び徳島県信用保証協会をいう。

(6) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、研究機関及び産業支援機関をいう。

(7) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学している者をいう。

(基本理念) ⇒これで過不足がないか検討

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力により、その経営の改善

及び向上が促進されること。

(2) 経済的・社会的環境の変化への円滑な適応が図られるよう配慮すること。

(3) 地域経済の発展並びに雇用の確保及び市民生活の向上に資すること。

(4) 地域資源を活用した振興施策を推進し、市内の経済循環が促進されること。

(5) 多様な主体との連携・協働を推進することにより中小企業等の事業展開が図られること。

(6) 市、中小企業等、産業経済団体、大企業、金融機関、教育機関等及び市民等地域で関わるすべての構成員が相互に連携協力して推進されること。

(市の責務) ⇒これで過不足がないか検討

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業等の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施にあたっては、中小企業等の実態を把握し、その意見の反映に努め、国、関係地方公共団体、中小企業等、産業経済団体、大企業、金融機関、教育機関等及び市民等と連携協力して取り組むものとする。

3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等にあたっては、予算の適正な執行に留意しつつ、市内の中小企業等の受注機会の確保に努めるものとする。

(中小企業等の役割)

第5条 中小企業等は、自助努力及び創意工夫により、公正で自由な競争を通じて事業の発展に努めるものとする。

2 中小企業等は、地域社会を構成する一員としての社会的な責任及び役割を認識し、地域の発展及び活性化に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業等は、事業活動を行うに当たり、市内における連携に配慮し、市内において生産・製造・加工される物品又は提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(産業経済団体の役割)

第6条 産業経済団体は、地域の中小企業等の加入並びに各種事業者間の連携・

交流の推進に努めるものとする。

2 産業経済団体は、中小企業等の事業活動を支援するとともに、市が行う中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、中小企業等との連携及び協力を努めるものとする。

2 大企業は、事業活動を行うに当たり、市内における連携に配慮し、市内において生産・製造・加工される物品又は提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業等が経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給及び経営改善に協力するよう努めるとともに、市が行う中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、産官学の連携が中小企業等の振興に重要な役割を果たすことを認識し、市が実施する中小企業等の振興に関する施策との連携に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業等の振興が、地域経済の発展及び市民生活の向上につながることを理解し、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、市内において生産され、製造され、又は加工される物品及び市内で提供されるサービスを利用するよう努めるものとする。

(施策の基本方針) ⇒これで過不足がないか検討

第11条 市は、中小企業等の振興に関する施策の策定及び実施にあたっては、

次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 経営の革新及び創業を促進すること

⇒創業に関しては創業支援事業計画、商業地域活性化支援事業（鴨島駅前商業地域のみ）、買い物支援事業（移動販売の場合）

(2) 販路の拡大を促進すること。⇒ブランド認証事業所に対して補助制度有

(3) 人材の育成、雇用の確保並びに事業環境の整備を図ること。

⇒労働局と雇用対策協定を結び面談会、職業訓練実施中

(4) 円滑な事業承継を促進すること。⇒対応する支援制度は現在なし

(5) 地域内の経済循環を促進すること。⇒対応する支援制度は現在なし

(6) 小規模企業の経営の状況及び成長発展の状況に応じ、十分な配慮がなされること。

(7) 中小企業等の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。

(財政上の措置) ⇒財源確保の方法について検討

第12条 市は、中小企業等の進行に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(協議の場の設置) ⇒どのような形にするのか検討

第13条 市は、この条例の目的の達成及び中小企業等の振興に関する施策を推進するため、協議の場を設置するものとする。

(実施状況の公表) ⇒市のホームページにて公表予定

第14条 市は、毎年度、中小企業等の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。